

独立行政法人緑資源機構について

緑資源公団

独立行政法人化

独立行政法人緑資源機構

森林整備等の推進（森林造成+林道整備+農用地整備）

水源のかん養、CO₂の吸収による地球温暖化防止等の機能の発揮

山村地域の生活環境の向上、農林業の振興等に貢献

《主な業務》

水源林造成事業

森林所有者自らによる造林が困難な奥地水源地域において、水源林造成を推進

国土の保全、CO₂の吸収による地球温暖化防止等の多面的機能の発揮に貢献

大規模林業圏開発林道事業

全国7圏域において、森林整備に不可欠な林道網の骨格となる幹線林道を整備

山村地域の生活環境の向上や森林整備の推進による地球温暖化防止にも貢献

特定中山間保全整備事業

中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を実施

農林業の振興と森林や農用地の有する公益的機能の維持増進に貢献

農用地総合整備事業（旧農用地整備公団から承継した残事業）

農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施

農業の生産性向上と農業構造の改善に貢献

海外農業開発事業

開発途上国の食料増産や砂漠化防止に資するための調査等を実施

《予算、組織》

（平成14年度）

予算額：902億円（当初予算）

うち国費：657億円

国費以外：245億円

役員数：9名（監事含む）



（平成15年度）

予算額：844億円（当初予算）

うち国費：625億円

国費以外：219億円（財投借入金、緑資源債券等）

役員数：8名（監事含む）

備考：15年度の予算額は、上半期の認可予算額と下半期の予算措置予定額の合計額である。

中期目標（案）	中期計画（素案）
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。</p>	
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費（公租公課、借料等の固定的経費を除く。）について、中期目標の期間中、 % 抑制する。</p> <p>2 業務の効率的処理</p> <p>業務の効率的処理のために、アウトソーシングの促進、ITの活用、職員の資質の向上等を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費（公租公課、借料等の固定的経費を除く。）について、中期目標の期間中、 % 抑制する。 <p>2 業務の効率的処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務の効率化を図るため、中期目標期間中に、出先事務所の支払（振込）事務を本所に一元化する。 ・ 工事請負資格者登録の事務を効率的に処理するため、中期目標期間中に、インターネットによる申請が可能となるシステムを構築する。 ・ 独立行政法人会計基準等に基づく適正な会計事務の処理を図るため、会計事務担当職員の研修を 年間で計画的に実施する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 水源林造成事業

本事業は、水源林の造成により、水源かん養機能の強化を図るとともに、土砂流出・崩壊の防止、CO₂の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する多面的な機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

(1) 事業の重点化の実施

事業の実施に当たっては、水源かん養機能の強化を図る重要性の高い箇所への重点化を図ることとし、重要流域内やダム・水道施設の上流などの箇所における植栽を推進する。

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置

ア 水源かん養機能等の森林の有する多面的機能の増進を図るため、有用な広葉樹を植栽木とともに育成する水源林特別対策事業や複数の樹冠層を構成する森林を造成する水源複層林整備事業を推進する。

イ 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。

ウ 木材利用の推進の観点から、利用間伐の割合を高めるとともに、間伐材の有効利用を図る。

(3) 事業実施コストの縮減

植栽及び保育の効率的な実施により、中期目標期間中（平成15事業年度緑資源公団分を含む。）に平成14年度比 %の造成コストを縮減する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 水源林造成事業

・ 水源かん養機能の強化を図るため、重要流域内やダム・水道施設の上流など水源林造成の重要性が高い箇所へ植栽を重点化することとし、中期目標期間中における全植栽面積に占める当該箇所の割合を平成14年度の割合（ % ）以上とする。

・ 中期目標期間中における全植栽面積に占める水源林特別対策事業及び水源複層林整備事業の面積の割合を平成14年度の割合と比べて % 高める。

・ 期中評価対象地における施業に当たっては、その評価結果を翌事業年度以降の事業実施に確実に反映させる。

・ 中期目標期間中における利用間伐面積を、平成14年度までの5年間の年平均利用間伐面積に5を乗じた面積の % 増とする。

・ 急傾斜地において設置する作業道に有効な工法である丸太組工法により一層の普及・定着に努めるため、現地検討会を各支所ごとに年1箇所開催する。

・ 植栽及び保育の効率的な実施により、中期目標期間中（平成15事業年度緑資源公団分を含む。）に平成14年度比 %の造成コストを縮減する。

2 大規模林業圏開発林道事業

本事業は、地域の林道網の骨格となる幹線林道を整備することにより、CO₂の吸収による地球温暖化防止に資する森林の整備の推進を図るとともに、山村の生活の利便性や都市住民のアクセスにも資するものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

(1) 事業の重点化の実施

ア 事業効果の早期発現を図る観点から、完成間近な区間等に投資を重点化し、当該区間の事業完了を促進する。

イ 建設予定区間については、補助林道事業との仕分け等、今後の整備のあり方についての第三者委員会の検討結果を踏まえ、対応策を確実に実施する。

ウ イの第三者委員会の検討結果を踏まえ、今後、新規着工区間が採択された場合には、「林野公共事業における時間管理の徹底等について」(平成14年4月24日13林整計第542号林野庁長官通知)に基づき、工期を限度工期内(10年以内を原則とし、15年を超えないこと。)に設定する。

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置

ア 事業の実施に当たっては、環境の保全に配慮する。

イ 効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

ウ 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。

エ 資源の有効利用等の観点から、建設副産物等の有効利用に努める。

2 大規模林業圏開発林道事業

- ・ 事業効果の早期発現を図る観点から、完成間近な区間等に投資を重点化することで事業完了を促進し、中期目標期間中に 区間を完成させる。

- ・ 建設予定区間については、補助林道事業との仕分け等、今後の整備のあり方についての大規模林道事業の整備のあり方検討委員会の審議結果に基づき、必要な実施計画の変更を確実に実施する。

- ・ 大規模林道事業の整備のあり方検討委員会の審議結果を踏まえ、今後、新規着工区間が採択された場合には、「林野公共事業における時間管理の徹底等について」(平成14年4月24日13林整計第542号林野庁長官通知)に基づき、工期を限度工期内(10年以内を原則とし、15年を超えないこと。)に設定する。

- ・ 環境の保全に配慮した工種・工法の検討を行い、事業実施地域の環境特性に対応したモデル的な工法を、中期目標期間中に、各地方建設部毎に 件以上採用する。

- ・ 事業の高度化を一層推進する手段として、林道工事の現場条件に適合する新技術及び新工法について中期目標期間中 件以上導入する。

- ・ 既着工区間について、期中評価委員会の審議による見直しを受けて、特別の事情のある場合を除き、1年以内に必要な実施計画の変更を終える。

- ・ 建設副産物を有効利用するため、再生アスファルト及び再生骨材の利用をそれぞれ %、 %から中期目標期間中にそれぞれ %、 %に高める。

(3) 事業実施コストの縮減

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議)に基づくとともに、「農林水産公共事業コスト構造改革について」(平成15年4月1日農林水産省)に係る取組みに準じて、中期目標期間中(平成15事業年度緑資源公団分を含む。)に平成14年度比で国と同程度の15%の総合的なコスト縮減を図る。

3 特定中山間保全整備事業

本事業は、中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行うことにより、農林業の振興を図るとともに、水源のかん養、CO₂の吸収による地球温暖化防止等森林や農用地の有する公益的機能の維持増進を図るものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

(1) 計画的で的確な事業の実施

ア 特定中山間保全整備事業に関する事業実施計画に基づくとともに、事業の進捗状況を踏まえて中期計画を作成し、着実に事業を実施する。

イ 効率的・効果的な整備手法についての第三者委員会による外部評価結果を踏まえて、事業実施計画を策定する場合には、事業効果が早期に発揮されるよう、「特定中山間保全整備事業における時間管理の徹底等について」(平成14年5月27日13林整整第944号農林水産省農村振興局長、林野庁長官通知)に基づき、工期を限度工期内(8年以内)とする。

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置

ア 効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

イ 環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用に努める。

・ 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議)に基づくとともに、「農林水産公共事業コスト構造改革について」(平成15年4月1日農林水産省)に係る取組みに準じて、中期目標期間中(平成15事業年度緑資源公団分を含む。)に平成14年度比で国と同程度の15%の総合的なコスト縮減を図る。

3 特定中山間保全整備事業

・ 期初における実施区域について、中期目標期間中に森林整備の進捗率を %、農用地整備の進捗率を %、農業用排水施設整備の進捗率を %、農林業用道路の土工完成延長の進捗率を %にする。

・ 効率的・効果的な整備手法についての第三者委員会による外部評価結果を踏まえて、事業実施計画を策定する場合には、事業効果が早期に発揮されるよう、「特定中山間保全整備事業における時間管理の徹底等について」(平成14年5月27日13林整整第944号農林水産省農村振興局長、林野庁長官通知)に基づき、工期を限度工期内(8年以内)とする。

・ 事業の高度化を一層推進する手段として、新技術・新工法を中期目標期間中に 件導入する。

・ 環境の保全に配慮した工法を推進するため、代表工法を中期目標期間中に 箇所以上導入する。

(3) 事業実施コストの縮減

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議)に基づくとともに、「農林水産公共事業コスト構造改革について」(平成15年4月1日農林水産省)に係る取組みに準じて、中期目標期間中(平成15事業年度緑資源公団分を含む。)に平成14年度比で国と同程度の15%の総合的なコスト縮減を図る(造林、育林事業は、水源林造成事業におけるコストの縮減目標に準ずる。)

4 農用地総合整備事業

本事業は、農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施することにより、農業の生産性向上と農業構造の改善を図るものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

(1) 計画的で的確な事業の実施

ア 農用地総合整備事業に関する事業実施計画に基づくとともに、事業の進捗状況を踏まえて中期計画を作成し、着実に事業を実施する。

イ 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果については、確実に事業実施に反映させる。

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置

ア 効率的な事業執行等の観点から、新技術や新工法の導入を図る。

イ 環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用に努める。

(3) 事業実施コストの縮減

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議)に基づくとともに、「農林水産公共事業コスト構造改革について」(平成15年4月1日農林水産省)に係る取組みに準じて、中期目標期間中(平成15事業年度緑資源公団分を含む。)に平成14年度比で国と同程度の15%の総合的なコスト縮減を図る。

・ 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議)に基づくとともに、「農林水産公共事業コスト構造改革について」(平成15年4月1日農林水産省)に係る取組みに準じて、中期目標期間中(平成15事業年度緑資源公団分を含む。)に平成14年度比で国と同程度の15%の総合的なコスト縮減を図る(造林、育林事業は、水源林造成事業におけるコストの縮減目標に準ずる。)

4 農用地総合整備事業

・ 期初における実施区域について、中期目標期間中に農用地整備の進捗率を % から % にし、農業用道路の土工完成延長の進捗率を % から % にする。

・ 期中評価結果その他の事情により、事業実施計画の変更が必要となった場合には、事業関係者の意向把握に努めつつ、事業実施計画を変更する。

・ 事業の高度化を一層推進する手段として、新技術・新工法を中期目標期間中に 件導入する。

・ 環境の保全に配慮した工法を推進するため、代表工法を中期目標期間中に 箇所以上導入する。

・ 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議)に基づくとともに、「農林水産公共事業コスト構造改革について」(平成15年4月1日農林水産省)に係る取組みに準じて、中期目標期間中(平成15事業年度緑資源公団分を含む。)に平成14年度比で国と同程度の15%の総合的なコスト縮減を図る。

5 海外農業開発事業

本事業は、国内事業で蓄積した技術・ノウハウをベースとして、開発途上国の食料増産に必要な農業開発や地球規模で深刻化している砂漠化の防止対策等に資するための調査や、独立行政法人国際協力機構等からの委託を受け、農業農村開発計画の立案などの開発調査等を行うものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。

(1) 事業の重点化の実施

機構に蓄積された技術、人材を活用して、砂漠化等地球規模の環境問題に重点を置き、開発途上にある海外の地域における農業開発に関する事業を実施する。

(2) 事業の実施手法の高度化のための措置

事業の効率的・効果的实施、透明性の確保及び今後の事業実施に反映させるため、既に実施した事業について外部評価等を行う。

6 情報提供の充実

機構の業務及び運営に関する透明性の確保を図り、国民の理解を深めるため、情報提供の充実を図る。

5 海外農業開発事業

- ・ 持続的な農業農村開発への期待が高まる中、砂漠化等地球規模の環境問題に重点を置き、国内外における農業開発事業で蓄積された技術及び人材を活用し、次のような事業を実施する。
 - ア 自然的・人為的要因による砂漠化、土壌侵食等地球規模の環境問題への取組み
 - イ 現地の実情に即して適切に改良された技術と住民参加手法が一体となった村づくり協力

- ・ 中期目標期間中に、相手国関係者へのアンケート調査を ヶ国以上、外部委員による事業評価を 回以上行い、その結果を公表する。

6 情報提供の充実

- ・ ホームページで提供する情報の内容を充実させ、年間アクセス件数が 件以上（対前年度比 %増）となるようにする。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 水源林造成事業に係る財務

- (1) 事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替える。
- (2) 造林地を他の公益目的に供する必要が生じた場合、損失金を生じさせないための措置を講じることによって、収支相償（当期総損益ベース）に努める。

2 大規模林業圏開発林道事業に係る財務

- (1) 借入金の償還を適切に進めるため、負担金等の徴収を確実に実施する。
- (2) 収支状況により財務改善対策を見直し、収支の健全化に努める。

3 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る財務

- (1) 借入金の償還を適切に進めるため、負担金等の徴収を確実に実施する。
- (2) 適切な業務運営を図ることにより、収支相償（当期総損益ベース）に努める。